

岩手県告示第464号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年6月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年4月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社富士電設
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市中妻町三丁目7番5号
 - ウ 代表者の氏名 大友英徳
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第93号
 - (3) 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年4月27日付けで電気工事業及び消防施設工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年4月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 北上鐵工株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市北工業団地2番10号
 - ウ 代表者の氏名 眞島義範
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第2867号
 - (3) 処分の内容 機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年4月15日付けで機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年5月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社大和建设
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺西大通り7番29号
 - ウ 代表者の氏名 佐藤良作
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-3）第5256号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年5月7日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年5月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社堀籠工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市川又字赤坂139番地4
 - ウ 代表者の氏名 堀籠吉一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-1）第6698号
 - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年5月11日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

- 5 (1) 処分をした年月日 令和3年5月10日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 クレイン株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 一関市磐井町5番32号
- ウ 代表者の氏名 鶴田幸洋
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第7408号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年5月6日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 6 (1) 処分をした年月日 令和3年5月14日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社オプト電通
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町七ツ森94番地79
- ウ 代表者の氏名 細川修
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第7936号
- (3) 処分の内容 土木工事、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年5月13日付けで土木工事、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業許可を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 7 (1) 処分をした年月日 令和3年4月1日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 北日工業有限会社
- イ 主たる営業所の所在地 北上市鬼柳町下川原55番地1
- ウ 代表者の氏名 平藤ケイ子
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第10052号
- (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年4月1日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 8 (1) 処分をした年月日 令和3年5月6日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社富岡鉄工所
- イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町桜町字下川原35番地1
- ウ 代表者の氏名 富岡靖博
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第20352号
- (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年4月27日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 9 (1) 処分をした年月日 令和3年5月6日
- (2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 ペイント施工
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市乙部21地割1番地5
- ウ 代表者の氏名 千葉安雄
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-02)第20654号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年4月27日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 令和3年5月6日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社ティーエスピー東北
- イ 主たる営業所の所在地 滝沢市大釜外館116番地1
- ウ 代表者の氏名 菊地徳久
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-02)第21030号

(3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年4月28日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 令和3年5月7日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社正進工業
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢南都田字片子沢395番地1
- ウ 代表者の氏名 高橋正義
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第60202号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年5月6日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 令和3年5月10日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社阿部工務店
- イ 主たる営業所の所在地 一関市宮前町16番13号
- ウ 代表者の氏名 阿部芳樹
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-01)第70005号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年5月6日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 令和3年3月10日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社ブランドール
- イ 主たる営業所の所在地 一関市三関字仲田18番地4
- ウ 代表者の氏名 佐藤剛明

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－31）第70218号

(3) 処分の内容 とび・土工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年1月14日付けでとび・土工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 令和3年5月11日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 松田電気株式会社

イ 主たる営業所の所在地 二戸市金田一字馬場44番地1

ウ 代表者の氏名 松田博幸

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第150021号

(3) 処分の内容 土工事業、管工事業、電気通信工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年5月7日付けで土工事業、管工事業、電気通信工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 令和3年5月11日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 松田電気株式会社

イ 主たる営業所の所在地 二戸市金田一字馬場44番地1

ウ 代表者の氏名 松田博幸

エ 許可番号 岩手県知事許可（特－2）第150021号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年5月7日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。